

第39回食とみどり、水を守る全国集会の基調

集会の開催にあたって

2001年の小泉政権誕生以降、「構造改革」と称した市場経済万能の新自由主義路線のもとで、格差の拡大・固定化、ブッシュ米政権に追従した日米軍事同盟体制の強化、戦争のできる国づくりが露わになりました。昨年成立した安倍政権は、こうした路線をさらに押し進め、教育基本法改悪や改憲手続き法(国民投票法)を制定し、平和や人権、民主主義は危機的状況を迎えました。しかし、7月の参議院選挙で国民はその路線に不信任を突きつけ、参議院での与野党逆転が実現しました。とりわけ、農村部を多く抱える地方での選挙結果は、農林業や地方の切り捨てへの反旗であり、今後、政権交代が現実のものになろうとしています。

米国でもブッシュ政権による戦争政策による多くの犠牲者を出す中で、批判が高まり、来年の大統領選挙を前にレイムダック状態に陥っています。しかし、WTO(世界貿易機関)やFTA(二国間自由貿易協定)等による経済のグローバリゼーションが進展し、世界的な大競争が拡大しています。こうしたことを背景に、飢餓や貧困、地球温暖化などの環境悪化が進んでいます。

私たちはこれまで、運動の基本に「人間の安全保障」を掲げてきました。これは、平和的な国際協調を一層高めながら、戦争や飢餓、環境災害などの危機から逃れ、貧困や差別問題を克服して全世界の人々の普遍的な生存権を認め合うことです。そのためには、人間の生存の基本である欠かせない食・みどり・水の意義を改めて見直し、持続可能な循環型社会の形成、食の安全・安定、農林水産業の再生への取り組みが重要になっています。

本集会は、こうした認識をもとに、『生命のふるさと「琵琶湖」から～守ろう環境、築こう安心、人と自然の共生を！』をスローガンに掲げました。滋賀県は日本最大の湖「琵琶湖」を抱え、水をはじめとした環境問題などで先進的な取り組みを重ねています。こうした動きにも学びながら、歴史的な転換点に立ついま、地域からどのような運動を展開すべきかを討議しあう集会として開催します。

国内外の動向と私たちの課題

(1) 2001年の同時多発テロ事件以降、米ブッシュ政権はアフガニスタン、イラクへの侵略を進め、さらに、イランや朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)などとの対立も続き、東北アジアから中東にかけての緊張が高まっています。また、アメリカは、地球温暖化防止の京都議定書からの離脱、米軍再編、核の先制使用の言明、自国の農業や産業には手厚い保護政策をとりながら他国へは一層の市場開放を要求するなど、国際社会を対立と競争へと歪めています。こうした政策の背景には軍事や石油、食料・農業などの産業界の圧力が存在しています。

唯一の超大国である米国が、自国の権益のために軍事力を背景に世界を支配しようとする姿勢をとり続ける限り、国際的な平和や環境・食料問題の解決はありません。中南米諸国では反米を標榜する政権が次々と誕生し、政治・経済的に台頭する中国やEUとの霸権争いのなかで、米国内でもブッシュ政権への支持率が低下しています。

(2) こうしたブッシュ政権に追随してきた安倍政権は、「戦後レジームからの脱却」を掲げて、憲法を無視した自衛隊派兵、米軍再編への協力、憲法の改定も日程にのぼらせてきました。また、北朝鮮や中国への敵視政策を進めながら、FTA戦略を通じて東アジア諸国との経済圏構

想を推し進めてきました。参議院選挙ではこうした政策が否定され、安倍退陣、福田政権の誕生となりました。これにより、憲法改定の動きは弱まるものと見られますが、引き続き動向を注視する必要があります。

一方、経済界は世界的な大競争時代を名目に、徹底したリストラや、パート・派遣など全労働者の3分の1にも及ぶ非正規雇用の拡大、労働力の安い海外への進出による国内産業の空洞化を進めています。その結果、大企業を中心に利潤は大幅に拡大する一方、労働者賃金は9年連続して減少し、所得格差が拡大しています。政府はこれまで、「構造改革」路線による規制緩和の名のもとで、こうした状況を後押ししてきました。さらに、財政再建の名のもと、国・自治体の公共サービスの切り捨て、年金・医療等の福祉削減も進められてきました。

格差社会は、年間3万人以上の自殺者を出し、生活保護水準以下の「ワーキングプア」層の急増という異常事態を引き起こしています。生活不安や不安定雇用の拡大は消費縮小、少子化社会を招くとともに、偏狭なナショナリズムを助長させる要因にもなっています。

(3)世界的にも「グローバル化」の急速な進展が大きな歪みを引き起こしています。多国籍大企業の影響を受けたWTOやFTA交渉により、貿易や投資の自由化が進められ、過度のコスト削減と競争至上主義による経済活動が優先されてきました。水道や医療、教育などの公共サービスさえも営利の対象として私企業化が世界的に進められています。その結果、途上国の産業や市民生活が困窮する一方で、環境破壊に歯止めがかからない状況がつづいています。地球温暖化防止が叫ばれても、二酸化炭素排出量の増加が続いていることはその端的な姿です。

また、アメリカなど一部の国の農産物輸出が増加する反面、途上国の食料の輸入依存度はますます高まり、依然として世界で8億人以上が飢餓状態に陥っています。これに追い打ちを掛けるように、世界的に穀物需給が逼迫し、食料価格が高騰しています。穀物在庫は過去最低で危険水域に突入していると言われています。異常気象による生産減少に加え、中国などの需要増、穀物をバイオマス燃料の原料としていることが引き金となっています。

国連は2000年にミレニアム開発目標(MDGs)を打ち出し、2015年までに食料不足や、11億人とも言われる安全な水が供給されない人々を半減させることをめざすとしましたが、現状のままではその達成は困難で、逆に南北間・貧富の格差はさらに拡大しています。これは、国際的な緊張を生む要因ともなり、これを口実に、日本も含めて軍事力強化の道ともつながっています。

こうした新自由主義と軍拡路線が一体化して進められていることに抗して、反グローバリゼーションと反戦・平和を結んだ行動が各国の市民の手で進められています。G8サミットやWTO閣僚会議をはじめ、様々な国際会議の場で市民による激しい抗議行動が繰りかえされています。また、地球温暖化問題、食の安全・安定、水の公共性を訴える国際ネットワーク、違法伐採対策等の森林資源を守る国際的な運動はかつてなく広まっています。

(4)国内では、効率化・コスト優先のもとで、食料や木材の輸入増加が続き、農林水産業の縮小、農山漁村の荒廃・過疎化が一段と進んでいます。また、今年度から実施されている新たな「品目横断的な経営所得安定対策」は、中小農家や山間・過疎地のさらなる切り捨てにつながる危険性があります。さらに、水資源や森林の荒廃、交通や郵便、教育、医療などの公共サービスの機能縮小・切り捨て政策も強まり、地域社会の維持が困難になろうとしています。

輸入依存体制は、食の安全や環境に対する悪影響を生じさせるばかりでなく、世界の食料や木材を買いあさることで、国際的にも資源・環境を悪化させ、栄養不足に苦しむ人々の食べも

のや貴重な水資源を奪うということにもつながっています。さらに、食生活が輸入農産物、加工品を中心とした食品産業に大きく支配され、これによる食の安全、健康問題も大きな課題なっています。

(5)このような状況下で、私たちは、グローバリゼーション、構造改革の進展に対して、食・みどり・水・農林漁業を基軸に、いのちと暮らしを守り、持続可能な社会をめざす、地域において生産者・消費者・市民が連携して、具体的な施策や活動を提起し、その実現を求める、地域の資源を活用した食・エネルギーの自給向上、地産地消運動、市民による環境保全運動を通じて、農林水産業の多面的機能の評価を図ることを中心とした運動を拡大していきます。

食の安全に関する動きと課題

(1)食品の賞味期限の改ざんや産地偽装などに加えて、中国などからの輸入食品の残留農薬や抗菌剤、原料の偽装などが相次ぐなかで、食の安全に対する不安・不信が高まっています。それらは単に個別企業による不祥事だけではなく、規制の緩和や表示制度の不備、そして大量の輸入食料に頼る構造的な要因が重なっているものといえます。表示制度や不当表示の監督強化、輸入農産物・食品に対する検査・検疫や表示の徹底を求めていく必要があります。

(2)さらに、牛海绵状脳症(BSE)や遺伝子組み換え(GM)、放射線照射食品問題など、食をめぐる行政のあり方への不信も高まっています。BSEをめぐっては、米国産牛肉が昨年7月から輸入再開されました。しかし米国のBSE対策は、1%以下というわずかな検査、危険部位の除去の不徹底、肉骨粉の使用を継続するなど、極めて不十分なままでです。そのため、生後20ヶ月齢以下の牛に限るなどの条件をつけているにも関わらず、米国はこの規制の緩和を求め、現在、日米協議が続けられています。

こうした米国の圧力に屈して、食の安全よりも貿易を優先することのないように強く求めるとともに、消費者が選択する権利行使するための明確な原料原産地表示の義務化が必要です。また、輸入に伴う検疫体制の強化や、子どもたちが選択できない学校給食では米国産牛肉を使用しないよう要求する運動が必要です。

一方、国内では、これまでの実質的な全頭検査から、来年7月末で20ヶ月齢以下の牛の検査に国からの補助を打ち切ることが決まりました。これは、米国の輸入規制緩和の動きと軌を一にするものです。しかし、BSEの発生メカニズムがまだ解明されておらず、若齢牛を含めた検査によりデータを得ることができます。市場に感染牛を出さない防波堤として、消費者の信頼を得てきたことを無視した決定に対し、国内産牛肉の全頭検査への補助継続を要求するとともに、自治体へも検査の継続を求めていく必要があります。

(3)食品に放射線を照射して殺菌や殺虫、発芽防止などを行う照射食品の問題では、原子力委員会の圧力を受けた厚生労働省などで検討が進められ、早ければ来年にもスパイス等に拡大する動きが出ています。

推進側は、国際的に認められた技術だとしていますが、発ガン物質の生成する安全性の問題や、食品が照射されているかどうかを検知する技術が確立していないこと、コストのかかる照射よりも進んだ食品保持技術がすでに確立されていること、原子力の技術を食品に用いることなど多くの問題があります。消費者にはまったくメリットがなく、原子力産業界の利益につながるものであることから、強く反対していくことが必要です。

(4) 遺伝子組み換え(GM)については、米国ではトウモロコシの7割、大豆の9割がGMで生産され、来年からは新たにオーストラリアでもナタネの栽培が認められようとしています。さらに、今後は遺伝子組み換えの動物の開発が進められ、世界的に拡大を続けています。

日本でもGMイネの研究・開発や、米国のGM種子会社の市場拡大を狙う動きが出ていますが、十分な対策がない中でのGM農作物の作付けに反対するとともに、現在、表示義務がない食用油や醤油も含めて、GM使用の全面的表示を求めていく必要があります。

(5) こうした問題は、国内での食料自給率の低下、輸入食料依存がもたらしているものです。日本は世界最大の食料純輸入国であり、食料自給率(カロリーベース)は39%と、ついに4割を切りました。政府は2015年までに食料自給率を、45%に引き上げる計画を策定していますが、逆に低下を続けています。自由貿易を進めるWTOでは、国際基準が強制力を持って、厳しい国内基準を緩めようとしています。こうしたことから、食の安全確保と自給率の向上を結びつけた取り組みが一段と重要になっています。

自給率の低下とともに、食のグローバル化が進み、輸入農産物を多用した外食や、弁当などの中食・加工食品が急増しています。その結果、世界有数の長寿国を形成してきた日本人の食生活の急速な欧米化が広がり、それによると見られる生活習慣病やガン、アレルギーが急増しています。その一方、膨大な食べ残しも発生しており、環境への悪影響も及ぼしています。

食の安全を図るためにも、これまでの政策を検証し、自給率の低い作物の生産拡大や農家の経営安定のための支援策を求める運動が重要です。

(6) こうしたなかで、学校や地域での子どもたちの食べ方が問題となり、いま「食育」が大きなテーマとなっています。今年度から各地域段階でも食育を推進する施策が進められ、朝食の欠食改善、学校給食での地場産物使用、教育ファームの推進などが図られようとしています。また、栄養職員の教諭化なども進められています。しかし、学校給食や栄養教諭制度などでの財政的な裏付け確保が問題になっています。また、食の背景にある農業まで含めた「食農教育」が重要になっています。学校給食に地場農産物や米を使う運動や、地域食材の見直し、地産地消運動など、食べ方を変えていく具体的な実践が課題です。

行政の動きに対し、市民の立場から監視・提言する運動や、地域・自治体での食の安全施策への参画運動がますます重要な課題となっています。

食料・農業政策に関する動きと課題

(1) 世界には現在も8億6000万人もの食料不足に苦しむ人々があり、さらに、農地面積の縮小、水不足の深刻化、土壤の劣化によって、食料生産が人口増加に追いつかない国が途上国を中心に増えています。加えて、中国をはじめとして、これまでの穀物中心から畜産消費への転換は膨大な農産物生産を必要としています。また、米国等では、トウモロコシなどの穀物をバイオエタノール燃料の原料に転換することが進められています。

こうしたことから、世界の穀物の在庫は過去最低となり、穀物価格は高騰を続け、多くの食料品価格の値上げが続いている。世界は明らかに食料不足時代に入っています。今後の気象によっては食料パニックの恐れも出ています。食料輸出国が米国、カナダ、オーストラリア、南米などに限られ、不安定性が増し、途上国の食料不足がより深刻化しようとしています。

地球規模での食料問題を解決するためには、自由貿易の拡大ではなく、各国が生産資源を最

大限活用して自給率を高めながら、共生・共存できる「新たな貿易ルール」が必要です。

(2) 世界貿易機関(WTO)交渉は、農業分野を中心に途上国と先進国、輸入国と輸出国の対立から、停滞を続けています。これは、特にアメリカが自国の過大な農業保護に固執してきたことが原因となっています。また、日本などの輸入国へは関税率の削減、重要品目数の制限など、これまでになく自由化を強いられるものとなっています。交渉は年内の大枠合意をめざすとされていますが、米国が来年の大統領選挙を控えていることや、途上国からは輸出国中心の交渉の進め方への反発があることから、予断を許しません。

また、世界の市民、消費者、生産者からは自由貿易一辺倒のあり方への批判も高まっています。その背景には、これまで自由化の恩恵が米国等の一握りの国にしかもたらされず、多くの途上国の農業や産業が破壊されてきたことがあります。欧米など少数国が主導する交渉に対して途上国やNGOから批判が高まっています。そうした声を無視し、途上国や日本などの食料輸入国に一層の自由化を強要することは、世界の食料・農業問題の解決に逆行するものです。

(3) WTO交渉が進まないことから、各国で二国間自由貿易協定(FTA)や経済連携協定(EPA)が推進されています。日本はこれまでの東南アジア諸国に加えて、今年から、世界最強の農産物輸出大国のオーストラリアとの交渉が始まり、インドやチリなどとの交渉も行われています。今後はEUや米国との交渉も予想されるなか、日本農業は大きな打撃を受けることになります。

FTAはWTO以上に、市場経済の論理をむき出しにして自由貿易を進めようとするものです。FTAは協定を結んだ国との間だけ関税を引き下げるものであり、こうした不利益性を受けたくない経済界がFTAを推進しようとしています。そのため、工業品の貿易のために農産物が犠牲になる危険性があります。さらに、経済的強国が弱国を従わせることにもつながるもので、フィリピンやタイでは日本とのFTAで労働者の移動に厳しい制限が設けられることや、有害廃棄物の受け入れにつながることから、反対運動が盛んになっています。また、自由貿易協定によって、環境や労働、人権などがないがしろにされている事例が世界各地で出ています。

WTO、FTAに対しては、農業をはじめ、各国の多様な産業や文化が共生・共存でき、環境や資源を保全できる交易ルールの確立をめざす運動を進めなければなりません。そのため、食料安全保障などで一致点の多いアジア各国やオーストラリアなどの市民、農民レベルの連携を強化していく必要があります。

(4) 日本農業は、輸入の拡大や価格の低下、減反・減産、耕作放棄の増加、担い手不足、高齢化が進む中で、衰退の一途をたどっています。食料自給率の低下に加えて、農地の減少や耕地利用率は毎年減少を続けています。

そうした中で、今年から新たに米、麦、大豆、テンサイ、バレイショでの「品目横断的経営所得安定対策」が実施されました。麦や大豆では多くが対象となったものの、米では面積の26%しか加入申請がありませんでした。大幅な価格低下に対応できない制度の欠陥や申請手続きの複雑さが指摘されています。

特に、今年の生産者米価は急激な下落を示し、生産費も償えない状況を招いたことから、大きな問題になっています。現在、政府はその見直しを進めていますが、経営所得安定対策の対象を限定し、中小農家や山間・過疎地などが切り捨てられることのないように、徹底した検証とともに、抜本的な所得補償制度が求められています。

一方、農地制度では、これまで制限されてきた株式会社など一般企業が農地を借りる際の制限を大幅に緩和する方向が打ち出されています。農地の所有権制度は維持されるものの、優良

農地も含めて借地による担い手の規模拡大や企業の参入を促すもので、市町村の「面的集積組織」が仲介するとされています。耕作放棄地解消を名分にして、株式会社の農地利用拡大が進められ、やがては全面的な農地取得への道を開く恐れが出ています。

農林業は食料や木材の生産・供給だけでなく、国土や環境の保全、景観の形成、そして地域社会の維持や雇用の場の確保など多様な役割を果たしています。この多面的機能は、それぞれの地域において持続的に農林業を営むことによって発揮されるものであり、少数の大規模農家だけで維持できるものではありません。まして、利潤追求を目的とする株式会社の参入は、こうした機能を損なう危険性があります。現に、これまでも農地を産業廃棄物の捨て場として利用し、環境破壊を引き起こした悪質な企業の事例も起きています。

(5)これまでの規模拡大・効率化一辺倒の政策は、BSEなどの食の不安を引き起こす一方で、自給率の向上に結びついていませんでした。いまこそ、食の安全や環境問題などに配慮した食料・農業・農村政策への転換を求めていくことが重要です。

そのためには、農林水産業を資源循環型社会の基軸として位置づけ、それを評価する運動が必要になっています。昨年成立した「有機農業推進法」にもとづいた施策の充実や、欧米や韓国でも行われている環境保全型農業や森林・林業への直接支払い制度、農林水産業への新規就農・就労者の支援策などを求める運動が必要です。

また、地域段階でも、食の安全や農林水産業の振興に向けた条例作りや計画の着実な実施が必要です。さらに、消費者と結んで安全な食を作る運動、水田での飼料用稻の作付け、遺伝子組み換えに対抗する大豆畠トラスト運動、田畠の生き物調査活動、子どもたちも参加するアジア・アフリカ支援米運動の拡大など、様々な取り組みを広げていくことが大切です。

(6)自然のサイクル、生態系と調和した第一次産業への転換も求められます。滋賀県から始まった不耕作地に菜種栽培して油糧を精製する「菜の花プロジェクト」運動や、家庭や学校から出る生ゴミや畜産糞尿の堆肥やメタンガス等への利用、減反田を活用するえさ米のアルコール化など、有機農業や自然エネルギーと結んだ資源循環の取り組みを行政・生産者・市民一体となって進めることが重要です。これは食の安全とも結びつく課題としても重要です。

また、こうした実践を通して、地域を学びの場とした環境・食農教育を拡大していく取り組みも必要です。

森林・水を中心とする環境問題に関する動きと課題

(1)地球温暖化や森林の減少と砂漠化、水の量と質の悪化、増え続ける廃棄物や有害化学物質など、環境問題は多岐にわたっています。これらは、人口の都市集中や市場経済優先の産業活動、第一次産業の衰退等によって年々深刻化しています。

環境の悪化が深刻になる中で、これまでの「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、「循環型社会」への転換が求められています。特に日本は、輸出主導の経済によって、世界中の資源を使いながら、国内外に環境悪化を引き起こしています。

(2)地球温暖化によって引き起こされている近年の洪水や干ばつなどの異常気象は、食料や水、安全な暮らしなど、人類の社会基盤を脅かすものとなっています。温暖化の主要原因である二酸化炭素(CO₂)等の温室効果ガスの削減を定めた「京都議定書」が発効しているにもかかわらず、世界最大のCO₂の排出国であるアメリカは、自国の産業利権を守るために、議定書へ

の参加を拒否しCO₂の排出増加が続いている。また、第2位の中国も一段と排出量が増加しており、国際的課題となっています。

日本でもCO₂は1990年に比べ2004年では、家庭部門で31.5%の増加、業務部門では37.9%も増加しています（気候ネットワーク推計）。このままでは2012年までの京都議定書の約束期間中の削減目標達成は困難です。これは、これまで政府として強力な対策を取らずに企業の自主的な取り組みに任せてきたことに加え、森林吸収源対策が着実に実施されない状況が続いてきたためです。企業等への排出枠を設けて削減を義務づけることや、森林の整備、温暖化対策のための税制（環境税）の導入など、削減効果のある具体的な政策を求めて運動を進めることが重要です。また、地域においても、自治体と市民の連携を図り、温暖化対策を進めることが重要です。個々人のライフスタイルを見直し、エネルギー消費を減少させることが必要です。

一方、欧米などで進められている自然エネルギーに対して、日本は積極的な推進政策をとろうとしていません。最近の石油価格高騰や、危険な原発、化石燃料資源に限界がある中で、自然エネルギーを推進する法制度を早急に確立することが必要です。市民による風車や太陽光発電等の実践も各地で広がっています。

バイオマスエネルギーについては、世界的に規模が拡大するなか、トウモロコシを中心に食料・飼料との奪い合いや新たな農地開発のための熱帯林破壊などの問題を引き起こしています。身近な地域資源を活用した小規模なバイオ燃料など、地域分散型のエネルギーの利用を推進することが今後の課題となっています。

（3）環境を守るうえで、森林は重要な役割を果たしています。しかし、地球規模での森林の減少と劣化が進み、砂漠化や温暖化を加速させています。世界の森林面積は39億5200万haで、陸地面積の3割を占めていますが、1990年からの10年間で熱帯林を中心に日本の森林面積の4倍近くの9400万haも減少しています。（国連食糧農業機関統計）。

日本は、国土面積の7割近くの2500万haが森林に覆われている世界有数の森林国ですが、大量の木材輸入により、木材自給率はわずか20%に止まっています。また、林業就労者は1995年からの10年間で3万5千人も減少し約5万2千人となり、うち65歳以上が28%を占めるなど高齢化が顕著であることや、木材価格の低迷等により林業の採算性が悪化していることなどから、持続的な森林整備が十分行われていません。そのため、森林としての機能が十分発揮できないものが6割もあります。

こうした事態に対し、政府は「森林・林業基本法」に基づき、2001年に森林・林業基本計画を策定し、昨年その見直しが行われました。基本計画の目指す方向は、100年先を見通した森林づくり、流域の保全と災害による被害の軽減、様々なニーズに応えた森林づくりと利用、国産材の利用拡大を軸とした林業・木材産業の再生、国有林と民有林の連携の強化としています。しかし、前計画を含めた問題として地球温暖化防止、林業労働力、国産材利用対策など目標が達成できない状況であり、本基本計画における具体的な実施が問われています。

水・環境の源泉としての森林を見直し、温暖化防止などの森林の持つ多面的かつ公益的機能が発揮できるよう、抜本的な財政的裏付けをもった森林整備、木質バイオマス利用の促進、労働力対策等を求めることが喫緊の課題です。また、地域木材の利用促進、憩いの場としての森林や教育の場としての活用など身近な取り組みも重要です。さらに国際的には、持続可能な森林育成を著しく阻害する違法伐採や、WTO交渉での林産物の自由化・関税引き下げの動きに対処することも必要になっています。

(4) 水の問題では、世界的な水不足、有害な化学物質や合成洗剤などによる河川や湖沼の汚染など、その質と量が大きな課題になっています。世界で一人あたりの河川水等の量は、1970年からの25年間で4割も減少し、水不足になる人口の割合は1995年には3分の1であったものが、2025年には3分の2になると予想されています。現在でも、安全な水を供給されない人が11億人以上といわれており、飢餓問題とともに国際的な緊急課題となっています。

「21世紀は水が原因で戦争が起こる」(世界銀行)と言われるように、現在でも中東から東南アジアを中心に水をめぐる紛争が起きています。こうしたことを背景に、グローバリゼーションの進展のなかで、水の商品化、水道事業の民営化が進められ、WTOのサービス貿易交渉でも課題になっています。しかし、水道事業の民営化は安全で安定した水へのアクセスを阻害する結果をもたらしていることが世界各地の実例が示しています。

「水は人権」であり、健全な水循環を構築するとともに、水の公共性を維持するため、水の商品化・民営化の流れに歯止めをかけることが必要です。また、国内的には、農林業の衰退が水の質と量に影響を与えており、水道から河川、森林までの一体的な政策推進のための「水基本法」の制定に向けた運動を強めなければなりません。

また、水質汚染に対する規制を強化することも必要です。企業等から有害化学物質の流出、農林業での過剰な農薬や化学肥料の使用、産業廃棄物、家庭からの合成洗剤を含む排水により、水や土壤の汚染が進んでいます。水質の改善に向けて、汚染の発生責任の明確化、農薬散布の減量などが求められます。そのため、有害化学物質の排出状況等を公表するPRT制度の活用や、表示制度を改善し、「予防原則」を行政に取り入れさせることも課題です。

(5) 日本が食料や木材を大量に輸入していることにより、国内の第一次産業の衰退を招くばかりか、膨大なエネルギーを消費し、水や環境の汚染を招いていることにも注目しなければなりません。日本が輸入している農産物等を生産するのに、世界で年間約640億立方メートルを超える水が使われています。これは、日本の農地の年間灌漑用水の量を上回るもので、日本の低い食料自給率は世界の水問題にも影響を与えているのです。

また、膨大な飼料輸入による畜産経営によって、過剰な窒素が日本国内に堆積し健康障害を招き、逆に輸出国では土壤や養分の流出という事態を引き起こすという二重の環境汚染を招いています。さらに、輸入食料や木材の量と日本までの輸送距離を掛けた数値(フードマイレージやウッドマイレージ)を見ると、日本はアメリカや韓国の約3倍、フランスの9倍と異常に突出しています。この輸送にかかるエネルギーが温暖化など環境に影響を与えています。

このように、自由貿易は世界的な環境悪化に拍車をかけるものとなっており、こうした面からも問い合わせを進めなければなりません。

提案・実践型運動を広げよう

いま、国内外の政治・経済・社会状況が激しく動き、環境や食料、農林漁業政策が新たな段階を迎えており、私たちの課題を実現するためには、政策策定過程への参加、情報公開を求めるとともに、私たちも具体的な制度・政策要求を持って、自ら行動し、地域運動へ発展させてその実現をめざす取り組みを強める必要があります。第39回食とみどり、水を守る全国集会は、こうした運動の発展に向け、それぞれの課題について実り多い討議と学習をおこない、具体的な活動指針を持って地域の運動へつなげていく場としていきましょう。